

## 資料1

もくぞうしゃかさんぞんぞう つけたり ぞうないのうにゆうもんじょ つう  
木造釈迦三尊像 附 像内納入文書十七通

※ 昭和 48 年 4 月 4 日付で指定の彫刻 木造釈迦三尊像 附 胎内収納文書七通  
に加えて像内納入文書 17 通を附指定し、併せて下記のように名称を変更する。

もくぞうしゃかさんぞんぞう つけたり ぞうないのうにゆうもんじょ つう  
木造釈迦三尊像 附 像内納入文書二十四通

### <概要>

昭和 48 年に愛知県指定文化財となった木造釈迦三尊像（<sup>つけたり</sup>附 胎内収納文書七通）は、実相寺釈迦堂の本尊である。平成 3～5 年の修理によって新たに見つかった胎内収納文書（以下、像内納入文書とする）17 通のうち 16 通は、釈迦像の<sup>ぎよくがん</sup>玉眼<sup>1</sup>の押さえ紙に使用されていたもので、残りの 1 通は<sup>ふげんぞう</sup>普賢像内に納められていたものである。釈迦像の 16 通には、実相寺を建立したと伝える足利<sup>みつうじ</sup>満氏の系譜の吉良氏である源朝臣（吉良）<sup>みつさだ</sup>満貞による貞治元年（1362）10 月 28 日付の<sup>ほうのうがんもん</sup>奉納願文 2 通が含まれている。

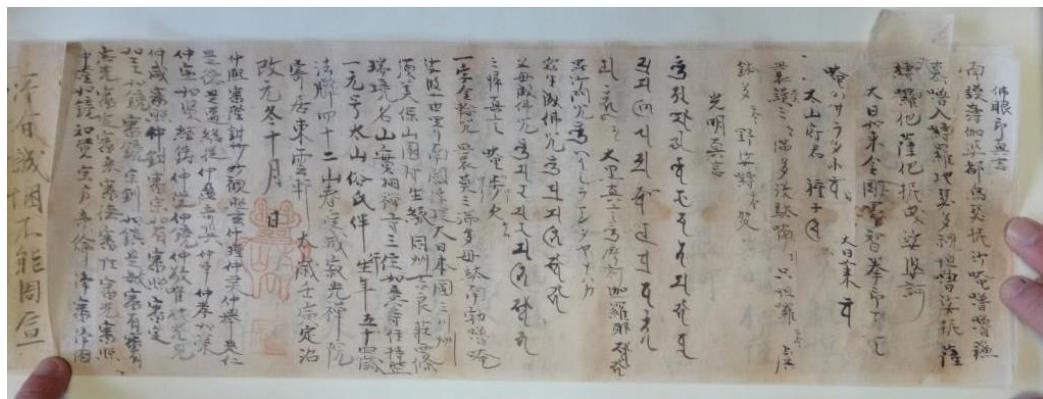
すでに附指定となっている像内納入文書 7 通には、「<sup>こうあん</sup>康安二年」（1362）、「貞治元年」（1362）の記載があり、木造釈迦三尊像の制作時期が特定されていた。今回の 17 通からは、木造釈迦三尊像の施主が吉良満貞であり、実相寺第五世<sup>たいざんいちげん</sup>太山一元と多くの<sup>けちえん</sup>結縁者の<sup>ほつがん</sup>発願によって造立されたことが明らかとなった。

このように、木造釈迦三尊像の造立時の関係者を明らかとする像内納入文書 17 通は、すでに指定されている木造釈迦三尊像・像内納入文書 7 通とともに貴重な資料である。

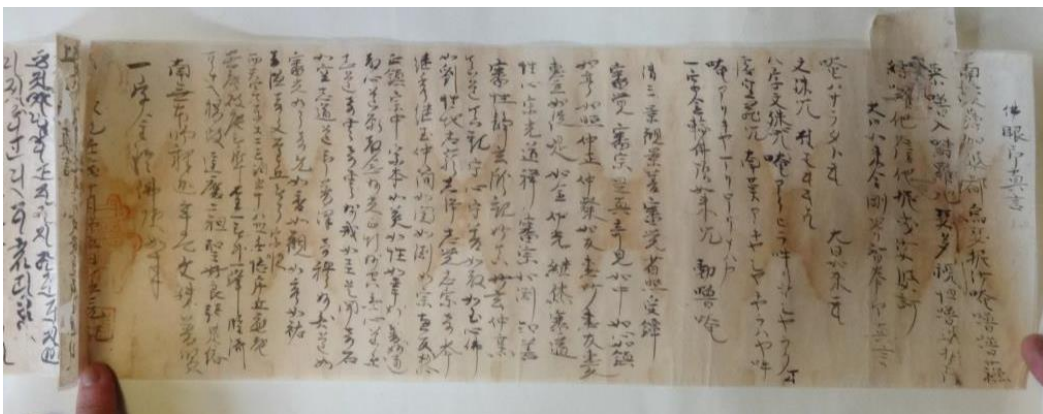
<sup>1</sup> 玉眼：木造の仏像で、目の部分に水晶をはめこんで、実際の目に近い感じを表す技法。

もくぞうしゃかさんぞんぞう つけたり ぞうないのうにゆうもんじよ つう  
 木造釈迦三尊像 附 像内納入文書十七通

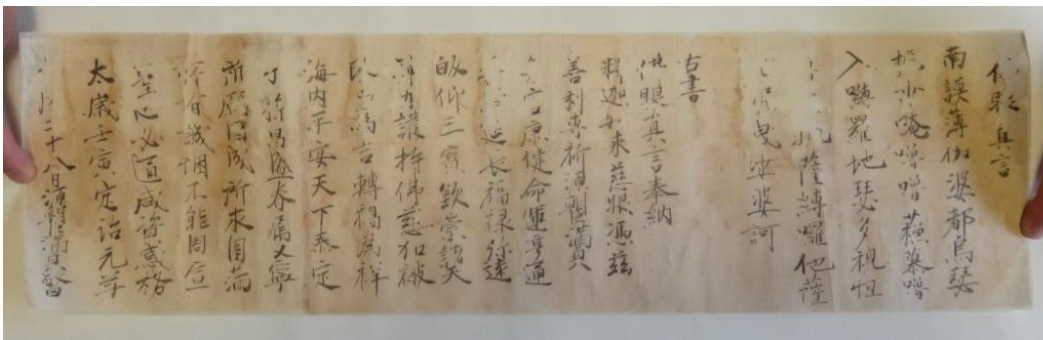
1



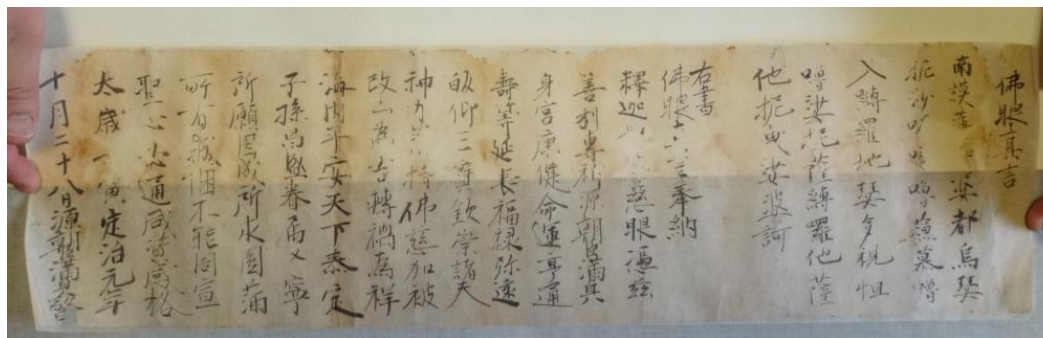
2



3



4



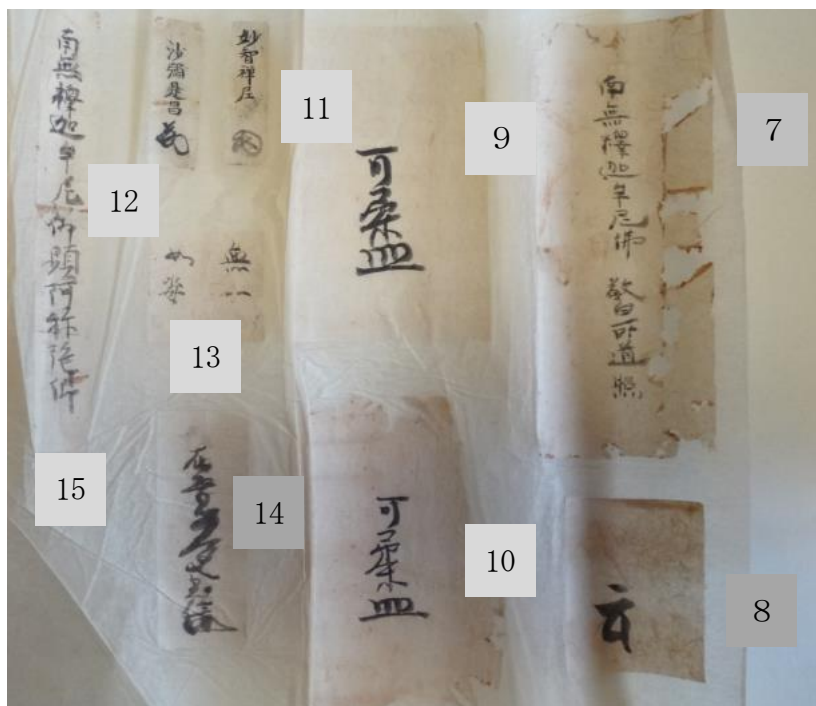
(愛知県教育委員会提供)

もくぞうしゃかさんぞんぞう つけたり ぞうないのうにゆうもんじよ つう  
 木造釈迦三尊像 附 像内納入文書十七通

5 (部分)

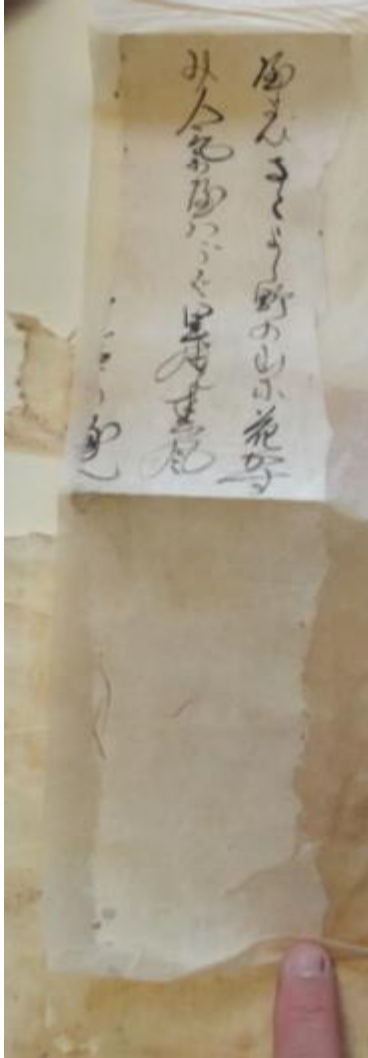


6



(愛知県教育委員会提供)

16



17



(愛知県教育委員会提供)